



1月末から、旧村単位に三地区で行政懇談会を開きました。「対話と協調」を政策の基本の1つとしているなかで、みなさんの要望を村政に反映させようという考えで行なったものです。

少ない出席者でしたが、どの地区でも身近な問題が話題になりました。これらの要望については、今後、行政を進めるうえの参考にするとともに、実施にむけて前向きな姿勢で取組んでゆきます。

身近な問題に意見集中

三地区で行政懇談会を開催



対話から村づくり

行政懇談会を開催し、はじめて、みなさんと直接対話する機会を得ました。社会のめまぐるしい変化とともに、村への要望もたいへん増えてきており、それは多種多様になってきています。当然、この実現にむけての努力と同時に、行政を進める側と要望をする側の意志の疎通が重要になってきます。今、何をすべきか、そして、将来に向かってどう進めてゆくかをお互いに話し合い、村づくりをしてゆかなければなりません。「対話」は、この出発点であると考えています。

今までのように、村からの一方通行的なものから、全員参加の行政に転換させてゆくことがもっとも大切なことです。今回の懇談会は、旧村単位、しかも夜ということで、寒い時期でもあり、会場等の関係で、多くの方に参加していただけませんでした。

この懇談会は、今後も続けますので、次回からは、各部落ごとの開催を考えています。村政をみんなの手で進めるという点に立って、水と緑の豊かな水郷田園都市づくりのために、広く建設的な討論を期待しています。 (写真は、武田地区での懇談会)

つぎにあげたのは、三地区の行政懇談会と、あとから吉川部落の要請で行なった行政懇談会の発言を要約したもの(□)です。△は、村の考えです。
農集電話の一般化と、米の生産調整の問題は、この地区からも出され、その他は、身近な生活上の要望が多く出されました。

▲部落の要請で開いた吉川での懇談会



□農集電話はとても不便なので、一般電話に切替えてもらいたいが、村で取組んでもらえないか。
△全体がまとまれば切替可能なので、検討する。
□米の生産調整で一六haの減反割当は、面積的にも大変だし減反に変わる収入がないと無理だ。村はどう対処するのか。
△一番の難題だ。県が強行なので受けるをえない。六日の協議会で、さらに検討する。
□農免道次木地内中丸に、大型養鶏の開設

を耳にしたが、臭気公害を心配している。
△地区住民の同意書などを取り、事前防止するよう行政指導している。関係地区で相互に連絡し対処してほしい。村でも実態が不明なので調べる。
□老人センター前農道の路肩補修と、速度制限はどうか。
△補修はできるが、速度制限は村ではできない。関係機関と相談する。
□水道事業だが、井戸一本では間に合わないと思うが。
△試験掘なので、余裕の量が確保できるまで何本も掘る。
□尿の問題は解決したのか。また、火葬場設置の構想があるというが。
△畑を借りて、一般業者に任せている。下水道・火葬場は郡内の町村で共同施行したいが、場所のことで行詰っている。墓地は公園墓地で、明るく家族で楽しめる公園にした。
□道路敷に小屋などを造り私物化しているが、妨害するので撤去できないか。
△具体的に申し出れば、処理します。
□部落の砂利だが、小型ダンプで撤布し、量も減らさないでほしい。
△小型ダンプを買います。砂利は予算を増額し、確保する。
□水資源の確保は五十三年以降の政策だが、遊んでいるため池がたくさんある。築堤整備をさせたい。
△現在、志苔と天神池を工事し、三月中旬に完成する。
□松くい虫の防除はどうなっているか。
△伐採等の予算は組んであるが、山主が消極的なが実状です。
□玉造などでは、公民館で結婚式をしたり部落で全員が協力し生活改善を行っている。これが本当の村の姿ではないのか。
□道路添いのこさ私を希望。
□原口線の残土利用で造った急坂は非常に危険なので、改良してもらいたい。
△地元と相談して対処する。
□役場の窓口を昼休みもや

今後の行政の進め方
社会連帯の
芽を育てよう

経済は、高度成長から安定成長へ移り、社会の状況は目まぐるしいばかりの変わりようです。住民の意識にも変化がみられ、これに対する自治体の新たな対応が進められています。
村では、先に発表しました基本構想を振興政策の柱としていますが、見直しという課題も抱えています。また、最小の経費で最大の効果を旨とし、行政機構の改革にも着手しなければなりません。それは施設を造ればよい、金をバラまけばよい、という福祉のあり方の問い直しにもつながります。
住民も、これまでと違った対応が求められます。不満や要求を行政にぶつけ、行政もそれを住民の意志として安易に受け入れることが多かったが、これからは、一歩進んで出来ることは自分たちでという、社会連帯の芽を育て、行政への甘えや依存は改めなければならぬでしょう。

ってほしい。
△現在のところまずいが、電話を利用したり近所の職員にたのんでください。
□どうしても現道舗装しきれない場合、村からの補助はあるのか。
△新年度から、一千万円位の範囲で、規則を設け村の負担だけで施行したい。
□郵便局から行戸をぬけ玉造へ行く道は、通学にも非常に危険だ。
△早急に直す必要がある。地元の協力をお願いすると同時に、請願を出してもらいたい。
□T字型道路はすみ切をしてほしい。大型が曲れない。

□農業後継者の育成を積極的に進めてほしい。
△重点事業として振興計画にも含めてある。
□成田神田橋以西の水田の基盤整備を希望する。
△賛成が得られずできないという場合が多い。今年度の予算で座談会も計画している。まとまればやります。
□土地利用の基本計画を早く樹立することが重要だ。北浦村が田園都市として続くかどうか、大きな問題だ。
□消防ポンプの運搬車を常備化し、安全のためにヘルメットも装備してほしい。
□社会教育は、部落からもり

上のような運動方向にするのが望ましい。そのために中心になり動く人の養成が必要だ。図書を部落で貸りられるようにはできないか。
△役場が完成すれば、専任の職員なり館長をおきたい。
□村内のあちこちにゴミの山がある。捨てる人にも問題はあるが、ゴミ捨場の設置を希望する。
△村の指定集収所へ出してください。ゴミ捨て場の設置の声は多いが、いざ造るとなると反対にあつてしまいいま実現できないでいる。ゴミの山は、一回だけ村で清掃する。

□庁舎が新しくなるが、我々のためにどう配慮したか。また、この対話と協調をより発展させるために、村政モニターを設けてはどうか。
△現在の庁舎は狭く老朽化した。何度も視察し、広く意見を取入れたので、気軽に使えらると思う。この懇談会を、来年から区単位に開き市広く行政に反映させたい。
□人件費・借入金の適正割合はいくらか。
△五十二年は十五億の予算で三億が人件費、起債は十%が限度で現在は八%程度だ。
□麻生境の境川は、大水が出

ると水田にすぐのつてしまふ。村で掘ってもらいたい。
△現地をみた。麻生とも連絡をとり実施する。
□りっぱな議場ができるが、住民に解放すべきである。
△建設委員会を設け協議設計した。会議室は現在のままでは狭いので、二、三年のうちに増築する。
□給食センターの資材を一般の業者から入れさせてもらえないか。
△地震対策はあるのか。
△ない。県から連絡があるので、早急に知らせる。

公正証書は、法務大臣に任命された公正証書人、公正証書を作成するところ。公正証書は、金銭の貸借、土地建物の賃貸借、交通事故の示談契約などについて、法律の専門家の公正証書人に基づいて作成するものです。ですから、法律に適合するこ

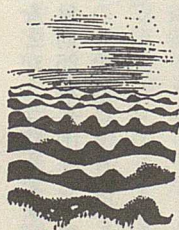
公正証書をつくる 公正証役場

とはもちろん、内容も明確なもので、後日の紛争防止にたいへん役立ちます。
たとえば、期限に金銭の支払がない場合は、裁判をしなくても公正証書だけで差押えができます。自分が亡き後の遺産相続について

の配分等について指示しておくと、遺留分を除く範囲内で指示どおりに遺産が分割され

後日の紛争を防止することができまふ。
なお、詳しいことは次の公正証役場でお尋ねください。
水戸市三ノ丸一四一五〇
茨城県自治会館内(☎〇二九二二二一八七五八)

土浦公正証役場 土浦市富士崎一七二二一 和光ビル四階(☎〇二九八二二一六七五四)



届出なければならない

し尿浄化槽の設置

し尿浄化槽の取扱要綱が四月から改正され、施工業者・維持管理業者に對する県への登録義務と、設置者の届出などの責務がさらに強化されます。

浄化槽を設置する場合は、下記の点に留意してください。

(1) 浄化槽を設置する場合、便所を改修し浄化槽とする場合は保健所へ設置届を、また、建物と併せて浄化槽を設置するときは、土木事務所に建築確認申請をすること。

(2) 浄化槽の維持管理、清掃については、必ず維持管理業者及びし尿浄化槽清掃業者と契約すること。

(3) 浄化槽の放流水質は、90 PPM以下を守ること。

(4) 浄化槽使用開始六ヶ月後の水質を検査して、保健所に報告すること。

(5) 浄化槽を使用開始後三十日以内に、報告書を保健所に提出すること。

警防団医療従事者の特別

給付金の請求は七月まで

昭和四十九年九月一日において、障害年金(障害一時金)が支給される旧防空法による防空に従事中の戦傷病者(警防団医療従事者)は、その妻に国債で五万円(一款症以上の者は十万円)の特別給付金が支給されます。

この条件に該当する方は、請求期限が今年の七月三十一日までですから、速やかに手続きをとってください。

住民課福祉係



臨時会

議員・特別職報酬

職員給与を引上げ

■議案第56号
北浦村議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

行方郡特別職報酬等審議会の答申により隣接町村が改正されたので、均衡上改正しました。(次の第57・58号も同様の提案です。)

報酬月額 議長十四万円、副議長十二万七千円、常任委員長十二万三千円、常任委員長十二万一千円、議員十二万円。

会議費用弁償 日額千円

■議案第57号
北浦村特別職の職員で常勤のもの給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

給料月額 村長四十三万八千円、助役三十五万円、収入役三十三万五千円。

■議案第58号

■議案第59号
北浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

各種の委員の報酬の引上げをしました。

■議案第60号
北浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたことに準じて、北浦村職員の給与が平均六・五三%引上がりしました。

手当では、配偶者八千円、子二千三百円、借家の場合の住宅手当一万三千五百円、それに通勤手当が最高額で一万四千円などが主な改正です。また、付則25条を削除し、現職職員の昇給を三ヶ月短縮しました。

■議案第61号
昭和五十二年北浦村一般会計補正予算について

主に給与改定によるもので、六万八千円を追加し、歳入歳出予算総額は十五億四十六万円になりました。

■議案第62号
昭和五十二年北浦村老人福祉センター特別会計補正予算について

給与改定による分として、一般会計から六十六万円の繰入金をしました。これで歳入歳出予算総額は六千四百二十六万六千円になりました。(十二月二十七日)

□一般質問□

村議会十二月定例会(十二月十九日)において行なわれた。一般質問の要旨を収録しました。

村税の納期

変更について

横瀬三郎議員
第一番目に、村税、国保税、年金保険料等の納期の変更の件であります。十二月は村県民税、国保税、年金保険料等が重なり、年末でもありま

すので調整できないものかどうか、うかがいます。

村長 指摘のとおりでありまして、近年、これら税額保険料等の引き上げによりまして、特に六月と十二月が村県民税、国保税、年金保険料が同時納期となっております。納税者にとっては大変なことだと思います。

このことについては、従来から関係者で話し合いがもたれたわけですが、現在事務上の調整中でありまして、その手続きが済み次第、五十三年度の納期については、考慮したいと考えております。

簡易水道事業の

現況について

横瀬三郎議員

第二番目に水道工事の件であります。現在までの状況水量関係について心配でありますので、その点をおたずねいたします。

保健衛生課長 現在十一月初めに認可設計事務を業者に委託いたしました。その設計書が一月末日をもって完成するわけでありまして、その設計書によりまして、水道料金の問題、総事業費の問題、加入者の分担金の問題等がほぼ把握できるわけでありまして、

そうしますと、現在の井戸では、水量が不足し、まかないきれないということになります。一方、水質検査であります。これは問題ないと考えられます。

横瀬三郎議員
ただいまの説明によりますと、四五〇ㄓが必要なんだ、だがこれまでの状況によりまして二〇〇ㄓから三〇〇ㄓ程度だということになります。多目に見積りまして一五〇ㄓの不足をきたすということになりますので、これに対する対策をどのようにするのかおたずねいたします。

保健衛生課長 水が足りないということは、水道事業に支障をきたします。やはり、それに同程度の井戸を掘らなければならないと考えております。

小型ダンプの

購入について

横瀬三郎議員

同程度の井戸をもう一ヶ所掘らなければならないということになると、来年度の予算において十分な配慮をお願い

するものであります。

次に、小型ダンプ購入についてであります。三月の当初予算にも入れましたところの小型ダンプを購入するということでありましたが、いまだ購入されておられません。購入する意志があるのかないのか、おたずねいたします。

村長 遅くなつて、まことに申し訳ありません。一月中には購入いたします。

五十三年度予算
編成方針について

方見全弘議員

第一番目に昭和五十三年度の一般会計予算の編成について、その基本的な構想について、おたずねいたします。

昭和五十二年も十二月なかばを過ぎまして、昭和五十三年度予算編成期も迫つて来たわけですが、来年度の予算編成について、次の三点にしばつておたずねいたします。

まず、引き続き経済不況の中で、まだそれから脱却できないきびしい経済情勢の中で予算編成に当たっては、五十一

年度の決算、五十二年度の予算の執行状態等をいろいろ検討反省しながら編成されることだと思います。

当村のような自主財源の非常に少ない自治体では、その財源確保には、経済的な基盤をつくるための措置も必要でしょうし、あるいはまた、人件費をはじめいろいろな支出が増えている、このような経済的支出の増大により建設事業など投資的経費の圧迫は避けられないことだと思います。

そのような経済支出の伸びによって予算の伸び率は伸びた分だけ吸収されてしまうと、いような懸念もあるわけでありまして、これは結局住民サービスの低下につながるのではないかと思います。そうした中で、村長さんのこれにのぞむ態度その基本的な姿勢をおたずねしたいと思います。

次に今まで申し上げましたような観点から来年度予算の規模、財源の見通しとか、あるいは収支の伸び率とか、あるいは、来年度予算の特色などについてうかがいます。

第三番目に、村長さんが就

任当時から重点施策として、いくつかの項目をあげていますが、その重点施策に対する予算措置について、おうかがいしたいと思ひます。とくに私は、その中で重点施策としてあげている農林予算につきましても、おうかがいします。

本村は純農村として約二、七〇〇ヘクタールの農地を基盤として、本村の基幹産業としてゆりぎない地位を占めてゐることは事実であります。しかしながら米の生産調整といったむじゅんした農政の中で、他産業との格差が是正されるような施策が当然望まれるわけでありまして、その観点から、本村の昭和五十年からの予算の状況をみてみますと、昭和五十年は前年度に比して決算で十五％の伸びを示しています。さらに五十一年度は五十年に比して二六・九％、五十二年度は二三・五％と大きな伸びを示しているにもかかわらず、これを目的別の構成比でみると五十年度は前年に比し農林予算は一九・一％の伸びに對して、五十一年度は一六・二％、これが決算では一五・四％に

落ち込んでいます。さらに五十二年度は一二・七％と毎年毎年大きな伸びを示しているにもかかわらず、農林予算だけが大きく後退しています。こういうことを考えてみますと、今まで、村長さんの唱えておりました農業重点施策というものは、なにか空念仏ではないかと考えられるわけですが、このような見地からこの重点施策に対する予算編成の構想をお聞かせいただきたいと思います。

村長　まず、五十三年度予算編成の基本方針ですが、現在の社会経済の変動期にあつて、国等においても五十三年度予算について非常に樂觀を許さないということが報ぜられてゐます。これを受けて、村の予算編成についても慎重に取り組まなければならないと思います。

基準にしなければならぬと考へます。

また、地方交付税においては少しは伸び率も期待されるものの、慎重に国の考え方を見守らなければならないと思ひます。

こうした収入面を考慮いたしまして、要は歳出面の検討、経常的経費をできるだけ前年度踏襲を基準として、編成してまいりたいと思ひます。

重点施策につきましては、補助事業については第一に考へ、あとは、地方交付税の伸び率等考へ合わせまして編成をしたいと思ひます。

予算規模は、五十二年度の総額が最終的に十五億二千万円ぐらい予想されるわけですが、五十三年度は若干伸びまして十六億七千万円ぐらいを目標に編成を考へたいと思ひます。

今年ははじめての予算編成でありますので、皆さんご承知のとおり、事業が多くて、農業関係が手薄になった感はいふじゆう認めるわけでありまして、今年は事業もあまり大きな事業も見当りませんので、農業方面に重点をかけた、編成に当りたいと思ひます。

方にはいろいろな組織が果してどのように活動しているかということが問題になるのでありまして、人件費にしてもそれが有効適切に動いていないければならぬし、そういうことが、予算編成の基本方針として考へられなければならないと思ひます。

そういう点を特にお願いしまして、次の質問にうつります。

吉川境川の維持管理について

方波見全弘議員

第二番目の大円寺川、吉川ではこれを境川といつていますが、この維持管理についてうかがいます。

この境川は、皆さんもごぞんじのとおり、中根の志苔池から水源を発して、麻生町と北浦村の境界線を流れている小さい川であります。戦後荒廃がはなはだしくて、昔は農業用水としてなくてはならない重要な川であつたわけですが、今では有害無益な川になつてしまつたわけでありまして、その目的を達成するため

と申しますのも、荒廃がはなはだしく、台風シーズンともなると立地条件もわざわざいまして、毎年水田やビニールハウスなどに大きな被害をもたらしている川なのであります。

今年も、稲刈りが終つた直後に大雨がありまして、大きな被害があつたわけでありまして、

こういったことを、単に天災なんだと片付けてしまふには、あまりにも策がなさすぎるのではないかと思います。それで、昨年、鉾田土木事務所へ申入れをしまして、何とかしてくれないかということ、善処方を要望したのであります。県では本件については責任がないんだということとで却下されたような次第であります。

で、結局策なしということになりまして、それでは仕方なく建設課産業課にお願いしまして、草刈機の刃だけを調達していただきまして、草を刈つたのであります。が、本年は麻生町鉾田天掛地区の関係者の理解を得まして、両者で管理するということになつたわ

方波見全弘議員

けんきよなご答弁をいただき

きました。が、過日の議員研修会において「善処します」ということはやらないことなんだというのを言われたことを記憶しておりますが、そういうイメージをここにはふき払っていただき、必ず実行していただくよう要望いたします。私の質問を終わります。

昭和五十三年度予算編成の方針について

野原広議員

第一点の昭和五十三年度予算編成についてであります。が、先ほど、方波見議員の方からも質問がありまして、重複することになります。が、若干、おうかがいいたします。

五十二年度は、学校、幼稚園、プール、屋内体育館、庁舎等に加えて、老人福祉センターの引継ぎ等公共的な投資が多かつたわけであり、これらに意欲的に取組んでいくことに對しましては、執行部に敬意を表します。

さて、予算編成に當つて、先ほどの答弁では、政府の状況を見ながらというご答弁の

ようでありましたが、政府は今年度景気刺激に重点をおいて、第二次補正の公共事業の追加を合せて十五ヶ月予算で七兆五千億の公共投資を行うということを発表しております。

一方では、社会保障費などの経常的経費は、今年度程度の伸びにおさえるというようなこと、一般会計予算の規模は三十三兆七千億、今年度当初に比べれば十八％の伸びということでありまして、第二次補正を加えた十五ヶ月予算では、三十四兆円台に伸びたいという積極型予算を組んでも、来年度の実質成長率は六・三％前後にしかならないのではないかという見通しすらあるわけでありまして、

最近になって、訪米した担当大臣の交渉の中で、国際関係の黒字減らしなどにより、経済成長率七％を達成するのだというふうな発表がされてあります。

政府は、当初の経済成長率を六・七％に見込んだわけでありまして、円高等による不況の深刻化の中で一月から三月までの好転ということは見込

めないというようなことで、六％を割るのではないかと、うことも報ぜられてあります。これは政府も認めていて、以上のような状況を見通して、二、三質問いたします。

本村の場合、五十三年度予算編成に当り基本的な方針として、ただいま方波見議員より質問があつたようでありまして、が、当初予算というものをどのようにに取組んでいるかというところが、私には疑問なのであります。なぜならば補正予算が五十一年度には九回も行われてゐます。そうしますと見通しというものを立てた中で、事業計画の執行というものがなされてしかるべきであらうと、かように考へるものであります。

私は、補助、起債などによりがんじがらめの中での自治体である以上、やむをえないのだという感覚が多分にあるんだと思ひますが、自分の自治体の財源の見通しというものは、十分たつわけでありまして、したがって、政府の動きを考へた中で、複合的な考への施策というものを打出していただきたいと考へるも

のであります。

次に、予算の伸び率であります。これは、五十二年度におきましては、先ほど申しましたとおり、公共的な投資が大きかったので、今後は重点施策の中に庁舎の建設の残りがあつたのであります。

そういったものを考えた中で、その重点的な施策等をどのような考えで対処されるかがあります。

次に第三点であります。老人福祉センターのその後の経営内容であります。これは昭和五十三年度予算編成にかかわる問題でありますので若干ふれてみたいと思います。

まず、当初引継いだ時点では、一般会計方式で今年一年はやるんだという考えで進んでいるわけでありまして、まだ、一回もその内容的な報告も受けていません。

まず昭和五十三年度の経理の方針をうかがいます。経理については公営企業法に準ずるということになっておりますので公営企業法の第三十一条には、経理状況の報告ということ、毎月末日をもつて試算表その他の当該企業の経理

状況を明らかにするために必要な書類を作成し翌月二十日まで長に提出しなければならぬということになっております。こういったことを考えた中で予算編成に当られるのかどうか、まずもつて、うかがいたします。

村長 予算編成に当る基本方針であります。これについては、先ほど、方波見議員の質問にお答えしたとおりであります。なお、補正予算をやらないで、当初予算で組んだ方がよいのではないかとのお話であります。あくまでも、地方交付税とか、補助金とかの関係で全部を補正なしで進めるということは不可能であります。そういうわけでありまして、よく国の情勢とにらみ合わせながら、今度の予算編成に当たっていき

たいと思います。

それから、規模、内容等についてであります。確かに庁舎という大きな事業が残っておりますが、そのほかは、学校関係校庭の整備などかなりの費用がかかると思つております。あとは、先ほど申し上げましたとおり、純農村地帯で

ありますので、農業方面に力を入れて行きたいという考えであります。

なお、老人福祉センターの問題であります。これは皆さんの協力によりまして、また、所長はじめ職員の努力によりまして、非常に伸びているのが事実でございます。だいたい、十一月現在で、去年の売上高と同等の売上高を示しております。経理の企業会計方式であります。この点につきましまして、まだ、よくにつまっておりますので、後日お答えしたいと思つております。

野原広議員

予算を全部当初予算で組むというわけではありませんが、五十一年度の当初予算は十一億五千二百万円であつた、補正で九回で一億六千七百万余の予算が組まれております。補助事業であるとか、地方交付税というものは、政府の動き等を見ていると大体の見当はつくわけでありまして、したがって、何でもかんでも一回で予算を組めということをしていくのではなく、回数が少し多過ぎるのではなからうか、見通について少し甘

さがあるのではなからうか、ということを描いたわけでありまして。

老人センターの経理方式についてであります。これは特別委員会に私も出席いたしまして、引き継ぎの段階で、今年一年だけは慣れないだろうからまず一般会計方式でもやむをえないだろうかということでも私も申し上げました。なぜ、企業経理にしなければならぬかと申しますと、繰入金というものが逐次出されてくるということについては非常に問題があるのではないだろうか、それから、在庫管理の問題、あるいは減価償却の問題、そういうものが一般会計方式には盛り込まれていないわけでありまして、したがって、今後完全なる村の経営にもつて行くには、やはり企業会計方式に切り替えるべきではないか、ということでありまして、その方向に進んでいただくよう要望し次へ移ります。

米の生産調整

対策について

野原広議員 次は、農業政策についてであります。政府は昭和五十三年度から、米の生産調整の十ヶ年計画を実施するということを発表しましたが、これはおよそ一三〇％の減反になるわけでありまして。

最近の米の過剰傾向をみると、これは当然の措置のようにも思つておりますが、しかし、世界の食糧需給の見通しは、決して楽観を許さない。それにもかかわらず、我が国の自給率は四十％そこそこである。そこまで低下しているといわれているわけでありまして、さる昭和四十七年の世界的な食糧危機、四十八年の石油危機が相次いだ時、世界中が食糧とエネルギーの安定確保に心を砕いたことは、未だ忘れていないこととあります。

とりわけ、耕地面積が五五十万ヘクタールしかない我が国では国産のエネルギー資源では二十％そこそこでありま

す。そういう我が国の、そのあつてようはすさまじいものがあつたのはご承知のとおりであります。

それからまだ数年もたつていない今、そうした緊張感はどこにかふつ飛んでしまい、国民意識の上からも、また政策の点でも危機意識はほとんど見られないのでございます。

計画では、向う三年間、一七〇万、四〇万ヘクタールの減反を目標として、そのための二千億の国費をつぎ込むといわれています。

問題は、その生産調整政策を実施した後の穀物自給率がどのようになるか。まことに心配にたえないところがあります。

穀物自給率でみると、その低下は絶対避けられないといふこととあります。また、米と麦と大豆、このようなものを単位面積当りで収量に格段の相違があるからであります。収量は、米を一〇〇とした場合、麦は十二、大豆は二四にしか過ぎない、本格的な米の減反政策が実施されれば、日本の農業の崩壊にもつながるといふ観点から質問をいたすわ

けであります。

今月一三日に、全県市町村長会議が開かれ、村長も出席されたことと思つております。発表によれば県は一萬二千六〇ヘクタールの転作が割当てになつたということが発表されておりますが、村長は会議の席上でどのような要請をしたかお

うかがいたしたいと思います。

国土利用計画に

伴う村の土地利用計画について

野原広議員 まことに結構な答弁でありまして、今まで一〇〇％の減反をしていられるので、それ以上は減反できないんだということとを要請したということとは非常に心強く考えるものであります。

そのような方向で進んでいただきたいと思います。次は国土利用計画であります。五十一年度の六月の定例会におきまして、国土利用計画による国土庁からの発表によつて私は質問したわけで、その時村長は助役であつたので記憶されていることと思つて、これは基本計画というものは、

いろいろ新聞等におきましては、基本構想、あるいは目的別面積とかいうこと、あるいは、目標達成のための措置といたして出されているわけでありまして、この中で、振興計画というのが北浦村でつくつてあり、その中に盛り込んである利用計画でよろしいのかどうかということを質問したわけですが、この点を質問するに当り、前に申し上げましたとおり、政府が一、二万ヘクタールの農地の拡大を図るんだということでございます。

これは、四十七年の調べで農地が五七三万ヘクタールといたうことになっておりますが、六〇年までには、これを五八五万ヘクタールにするんだ、この中に含まれるものは採草放牧地というものもあるわけでありまして、これも農地扱いになるわけでありまして、六十一万ヘクタールにするんだという構想を国は打立てているわけであり

ます。

これは、市町村長の意見を十分聞いた上で、県段階で取上げて県知事の意見を聞いて国は国土計画を作成するんだと、基本的にはそのようになっております。

したがって、村の振興計画の中には、拡大措置がとられておりません。これは別個のものであります。ですから、村長さんのこれからの六〇年までの土地利用に対する考えあるいは、国の計画が一、二万ヘクタールの拡大を図るといふのに合わせて本村も農地の造成を図る考えがあるのかどうか、うかがいます。

野原広議員

これはむずかしい問題であると思つて、県の方でもまだまとまっていない問題では、事務上の指示も県の方からもあると思つて、もしあれば、調査企画室長の方から答弁願ひます。

調査企画室長 国土利用計画という法律は、現にそれに基づき運営がなされてい

を作成するわけでありましたが、それぞれの立場と申ししても、まず県は国の下に市町村は県の計画を基盤にというよう一連の関連がございます。当村においても、そう遠くない時点において村の村土地利用計画をつくらなければならぬ。

水田利用再編 対策について

斎藤三義議員

水田利用再編対策についておたずねしたいと思ひます。先ほど、野原議員よりも質問があり重複する点を避けましてご質問いたします。

今日の不況、そしてインフレの中で我が国経済は輸出産業に対する保護貿易政策により大巾の貿易収支の黒字が円高対策世界注視の中で、政府は農産物輸入自由化の拡大を図るこれらを農家に押しつけているのが現状ではないかと思ひます。

さらにまた、全国米作農家注目の中で、水田利用再編対策として従来を上回る米の生産調整が押しつけられようと思ひます。

野原広議員

この水田利用再編対策がどのような経過でどのような方向に進められるかということ

と消費の減少に伴い、昭和四十六年度から五十年の計画で進められて来た稲作転換、いわゆる米の生産調整対策を国の施策において実施されて来たわけでありますが、その期間、単純休耕が取り入れられ、農業生産意欲を減少させ、農地の荒廃が急増し、農家の兼業化あるいは、日雇い等が多くなり農家に対する、農業に対する疑問を農民自身に投げかけたのが政府の施策ではなかったかと思ひます。

さらに五十一年度からは、名目を変えまして、水田総合利用対策事業というような名まえで三ヶ年計画でまた実施されている。

全国的な米の過剰基調を背景にして、生産の低下、消費の拡大を図りながら需要に即応した生産を続けて、今後農産物の中軸として水田の総合的な利用を図るということがいわれていますが、本村においては、湿田のために実施面積の約九〇％がレンコンで占めている。そのため、農家の一部分、とくに先般一般質問でも申し上げましたように、山田地区等においては、飲料

水にも事欠くような事態が発生しています。とくに、転作をいたした農家につきまして、価格面においては、必ずしも米なみの所得が保証されているとは考えられません。

なお、単純休耕が現在も進められており、特に農地が荒れ放題になり、農地に対し悪影響が出ていることはご承知のとおりだと思います。

本村における四十六年度から五十二年度までの買入実績については、四十六年・四十七年・四十八年・四十九年・五十二年までの間に、実施面積四十六年の一二〇ヘクタール、四十七年一一四ヘクタール、四十八年一二四ヘクタール、四十九年九六ヘクタール、五十年九二ヘクタール、五十二年九四ヘクタール、五十二年にいたりまして九九ヘクタールもの、多くの水田が休耕又は転作されているという現状でございます。

今回県の会議等ではいろいろ出されているようですが、五十三年度より水田利用再編対策ということで、再度名まえを変えまして、概ね一〇年間

としまして、これを長期にわたり実施するといわれています。この内容につきまして、後刻おうかがいしたいと思ひますが、このような状況をふまえて、ご質問いたします。

先ほど、村長さんは、割当てにつきまして、現況を越える割当ては返上したい、と鹿行総合事務所の所長さんに申されたということでありましたが、それをふまえて、県の割当てが従来の三倍である一万二千六〇ヘクタールという中で、本村の割当の予想というものがどの程度の面積が割当てされるのか、まず第一点について質問いたします。

次に、割当が実施されるということではなく、現状でも九ヘクタール減反があるわけで、農家のこれによる収入減というものが、非常に多いと考えられます。

それから、国が政府割当の数量を減じたとき農家はなお米をつくらざるを得ないかと思ひます。

米をつくる、ということとは、自主流通米が一般に出回る量が多くなるというふうに考え

ます。この自主流通米につきまして、どのように対処されどのように指導して行くか、おたずねいたします。

次に転作につきまして、ハス、セリ等につきましては、北浦村にも実績がありますがこれ以外に何を指導されるかおたずねいたします。

また、質問の前段で、村長さんの割当てを、これ以上はできないということをお願いしたが、村を中心として、各農業団体とともに、県の案を返上される運動をされる考えがあるやいなやうかがいます。

村長 割当の予想でありませんが、これは現段階では全然わかりません。

それから、自主流通米であります。これは、つくつてもらうのが一番ですが、いかなる方法でこれを進めるかということは、むずかしい問題であります。

セリ、レンコン収外にどのような作物を取入れるかということですが、これは、野原議員の質問にもお答えした通り、湿田が非常に多く、なかなか無理であると思ひます。

県で奨励しているのは、みかんとか、お茶とか、ぶどう、さつまいも、それに養魚池等などありますが、村に当てはめた場合、いずれも期待できないと思ひます。

北浦村に割当てられた数字を返上することができるといふことがありますが、県では、一万二千六〇ヘクタールというものが割当てられ、これを村へ割当てるわけですので、ある程度は引受けざるをえないと考えます。

斎藤三義議員

総合事務所の所長さんにはこれ以上の割当ては引受けられないということをお願いしたいというように野原議員の質問に答えられましたが、新規の割当ては返上するという強い姿勢でのごんていただくことをお願いし質問を終わります。

五十三年度予算の 編成方針について

阿須間利政議員

まず第一番目の昭和五十三年度予算編成の基本概要についてということですが、先に十九番議員、六番議員の

質問されました点につき村長さんからご答弁がありました。その間において、ふれていない部分について若干ご質問するものであります。

確かに、日本の今までの貿易主導型とした経済運営ということは、今日の経済成長に大きく貢献したところであります。が、あまりにも貿易を増やしたために、大巾な黒字ということ、異常な円高等をまねいて産業界に大きな不安を増大したために景気は低迷して、政府の総合経済対策とか、二次補正を含めた一五ヶ月予算で来年から思い切った景気刺激策をとるほかない。三〇％を越えても国債を発行して、国民生活に密着したところの住宅とか道路、下水道、生活環境の整備とか国土保全など、公共投資を大中に拡充して、大型事業を推進して景気の回復を図るんだということ、今までのような、貿易主導型でなく、内需を増大して経済成長をして行くんだという非常に政府も強力に取組んでいるし、アメリカ、ECへは経済担当大臣を派遣して、交渉をして、よう

やく貿易収支の問題あるいは農産物の自由化の問題等も、日本の要望を受入れてくれたように報道されています。

こうした国の考えをふまえて、県においても、円高による企業の経営悪化、稲作の転換、漁業の二〇〇カイリ問題など、本当にきびしい問題が山積している中においても、やはり、県民の医療、福祉、教育など、県民の福祉の充実をどうしても、県が発展するための基盤整備とか、農林水産業中小企業の振興の柱を三本の柱にして予算を編成するために、国に対して予算獲得のために中央陳情に竹内知事を先頭に東奔西走されるわけでございますが、そうした状況をふまえて本村においての重点施策については答弁がありましたので、五十三年度の村の標準財政規模をどのように見通され、投資的な経費あるいは経常経費の比率按分をどのように検討、適正な配分をもつて予算を編成されるかおたずねいたします。

また、振興計画によると、三和小学校が昭和五十三年度に防音改築の実施設計が計上

されておまして、現地を見ると建設のための取付道路がきちんと設計されています。

そういうことになっていきますが、この問題を村長さんはどういうふうにお考えになっておられますか。おたずねいたします。

村長 一番目の点につきましては、野原議員のご質問にお答えしたとおりでございますが、それ以上のことは、申し上げられません。

それから、三和小学校の問題であります。これはご承知のとおり、生徒数が少ないというところで、統合などという声も出ている現在でございますので、防音校舎の予定はしていません。ただし、この間、教育事務所の所長さんほか係の方が見えてまして、五十三年度の教育方針でいろいろご指導があったわけですが、その中でも、三和小の問題は出ましたが、それは、教育委員会と議員の皆さんの話し合いをもつてからということでお答えをしておいたわけですが、教育事務所の話では、統合ということは、人数が少いからといってなかなか容

易なことではない。磨擦の起るような統合では絶対してもらいたくないというような意見でしたので、皆さんとよく協議しながら進んで行きたいと思ひます。統合が不可能な場合には、学校を維持して行く上には、あらゆる施設は是非必要でありますので、私の地元だからということではなく、村長として、やはり、できるだけの施設はすぐしてやるのが至当であると思ひます。

良質米の生産

奨励について

阿須間利政議員
三和小学校の改築問題については、教育事務所の所長さんからも指導があったやに聞きましたが、何といひしても、教育というの一日もゆるがせにできない問題であります。十分に検討に検討を重ね教育一〇〇年の大計に違反しないような措置をとられるよう要望しまして次へうつります。

米の生産調整については、野原議員ならびに斎藤三義議

員から質問がありました。私はただ一点だけ質問します。それは、先日新聞を見たのですが、いろいろ対策等が検討されて、事務局で作業を進められて村の段階へ配分が下されるようになってい

ますが、農林部長の方針などによると、自主流通米の多い地域では、配分を少なく押える方針だということですが、やはり、農家としても、これまでもうな、米であれば、何でもよいんだということではなく、消費者が好んで食べるような食味の米、本県でいえばコシヒカリ、ササニシキなどを多く生産することなどが迫られてくると思ひます。村としては、国の計画に対しても

是非々々主義でのぞまなければならぬ。食糧というものは、日本の国だけからでは問題は解決しない。世界的な問題から見て、そしてその中から我々村において力の限りということはいま米をつくり皆さんに提供するんだということ、そういう基本姿勢が必要ではないかと考えますがその点について、今後、村としてどのように進めて行く考

えであるか、うかがいます。村長 私としても、自主流通米を広くつくつていただき、倒伏などの関係で減収し、実質的にはこれより全体では減反したと同じ効果になるのですが、農家の方は仲々つくつてくれないのが実状であります。

また、検査の際には実際はコシヒカリでなくともコシヒカリであると申告すれば、そのまま通つてしまうということも言われており、そのようなことにも欠陥があるのではないかと思ひます。

今後いろいろな機会をとらえまして、コシヒカリなどの良質米を奨励して行く考えは十分あります。

保育所関係の

助成措置について

阿須間利政議員

次に第三点の保育所の問題であります。乳幼児の村の保育の現況に鑑みまして、村のご指導により社会福祉法人中根福祉会が設立されました。保育園舎の建設が進められ二月いっぱい完成し、四月

から定員六〇名で開園の運びであります。就業や仕事につごう、あるいは家庭環境等のために乳幼児の保育に事欠く家庭では安心して保育を依頼して仕事にまた生活に取組むことができ

ることは、非常に結構なことではないかと喜んでおります。これは、本来ならば、村において保育所の設置を考えて行くことが、望ましいことでありましたが、いろいろと事情もあり、社会福祉法人が設立されたわけでありまして、福祉事業というのはやはり

社会福祉に熱意のある方というところでありますが、やはりもとより営利的な考えをもつては立派な経営はできないのであります。やはり社会奉仕的なあるいは人間愛的な精神をもつて幼い子ども達を親がわりになつて育ててやる。しかし、こうした愛の精神があつてもこうした園舎の建設

あるいは、備品類の整備などもちろん国等からは一定の補助はあるわけですが、それにしても、代表者が相当の負担をしているわけでありまして、そして、開園になるまでには

約六五〇万円の負担になる、なかなか奉仕的な精神があつても、いつまでもこの方々に負担をかけておくということ

は、後の運営面において支障があつては困るわけでありまして、この建設費に対して村長はどのように補助を考えているか、うかがいます。

村長 まずもつて、中根福祉会ということで保育所が開設されることにつきまして、まことにご同慶にたえないところでありまして、この件につきましては、北浦村社会福祉法人の助成に関する条例第二条に基づきまして、予算の範囲内において助成することができることになっておりますので、指導をしながら、議会の承認を得て助成して行きたいと思ひます。また、保育所の運営につきましては、公立と比べ何ら変わるところはないわけですが、村が措置し、保育にかける児童の福祉を目的とするものであり、営利事業ではありませんので社会福祉協議会の育成と同様に補助を考えて行きたいと思ひます。

阿須間利政議員

村としても、高い角度からこの事業をながめられ、今後の指導と援助を強く望むものであります。

武田川流域の土地

改良事業について

中村徳行議員

武田川沿いの土地改良事業について質問いたします。この件については、何回か質問いたしております。湖岸の土地改良事業は、皆さんのご尽力によりまして、だいぶ仕事も進んでおり、非常に喜しいことであります。

しかしながら、現在残されているのが、ご承知のとおり武田川沿線地区の湿地地帯であります。これにつきまして、五十二年度予算編成時期にも質問いたし、その答弁として、武田川流域の土地改良事業に対する啓もう費としてチラシ印刷費二万円、会議費として一〇万円計上した旨お答えがありました。これにつきまして、どのように啓もうを図つて来たか、うかがいます。

村長

ご指摘のとおり、確かに答弁しましたが、いまだやっていないのが実情であります。まだ、年度内三ヶ月ばかりありますので、その間には是非とも実施いたします。

中村徳行議員

ただいまの答弁で了承できるのですが、基盤整備事業といたのは、村長の姿勢方針の一つの大きな柱としてやっていくわけで、これに対して、五十二年度予算編成に際しても、結局今すぐ実現できない。要するに現在のほ場整備が終わるまで四、五年かかるわけ

です。この間において、県営事業にもつて行き、事業が遂行できるよう、ご努力をお願いしたい旨申し上げましたが、これは短期間でできるものではございません。ある程度の期間というものは必要であり、除々に仕事を進めていかなければならぬので、今から早急に仕事を進めていただきたいと思ひます。宣伝費や座談会ばかりでなく、県に対しては陳情をいたしまして、何回となく繰り返し努力をお願いしたいと思ひます。

財政事情の

公表について

高橋茂議員

財政状況の公表について、おうかがいします。

地方財政状況の公表及び事業状況の報告は、文書によって住民に公表する義務があります。特別の事情がない限り万難を排して公表するのが民主主義下の行政のあり方でありまして、この財政状況の公表については、地方自治法第二四三条の三に規定され、また村条例北浦村財政状況の公表等に関する条例第二条でも毎年四月一日及び十月一日にこれを旨定められております。これは当然、村公告式条例の規定に基づき公表されるのがたてまえだと思ひますが、現在、村ではどのような方法で公表しているか、うかがいます。

村長 ご質問のとおり、確かに地方自治法第二四三条の三に規定されまして、あるいは、北浦村財政状況に関する条例第二条、第三条に規定されているとおりであります。

四月一日については公表済みであります。十月一日については作成中であります。遅れて、申し訳ありません。

高橋茂議員 地方自治法にも定められており、村条例においても規定されておりますので、是非定められた時期に公表されるようお願いいたします。

なお、公表については、やはり村条例により、公告式条例で公表される訳ですが、現在掲示板で公表されると思ひます。この掲示板は、役場前及び津澄、要、武田公民館前と合計して四ヶ所しかありません。

そこに数字を並べたものを下げるということだけで法的にはたりとは思ひますが、それではあまりにも村民に対してつんばさじきに置くものに等しいと思ひます。

現在、情報化時代であります。村においても、広報紙等も発行していますので、その紙面を利用して、数字だけでなく、グラフ、図表などもちまして、つとめてわかりやすく努力して公表する考えがあるかどうか、うかがいます。

村長 内部でよく協議しまして、善処してまいりたいと思ひます。

起債の限度額に

ついて

高橋茂議員

次に起債について質問いたします。

ご承知のように、起債についての法律は、地方財政法に規定されています。地方債には民間会社債と異なり法律による制限と地方財政計画による国の基準計画から抑制されているものであり、資金上は村の計画どおり許可されない場合があります。

また、今年の四月、自治体起債額制限の緩和ということに改正になっているということも聞いております。そこで本村の財政規模に対して、どの程度まで起債は許可されるのか、五十一年度と今年度まで五十三年度の見込額等についてもおうかがいたします。そして、本村が健全財政を堅持する無理のない起債額は、どの程度が妥当とお考えです。

か、うかがいます。

村債は五十一年度当初予算で一億一千七百五十万円で九・二％となっています。五十二年予算では、一億三千八百九十万円で九・一％になっています。また、起債というのは借金であり、後年に負担が残されると思います。公債費を五十一年度当初予算でみると、五十一年が四千七百八十七万三千円で公債費率が四・一％、五十二年が六千六百九十四万円で、公債費比率が四・七％であります。

いずれにしても、先ほど申し上げましたように、起債は借金でありまして、後年返済にあたる訳であります。償還額が元金、利子ともで最高額に達するピーク時はいつごろで、その割合は何％ぐらいになるか理想的で、健全財政を堅持できる水準をどのぐらいに考えておられるか、うかがいます。

村長 起債額についてでございますが、借入れ額については、ご承知のとおり、特定の重点事業に関するものであり、したがって、これらの事業の検討と共に借入額を検討

討しなければなりません。公債費の比率であります。標準財政規模等を充分検討し一般的に言われている一〇％程度以内において、起債状況を検討して行きたいと思っております。償還金のピーク時の見通しと財政運営については、計数的なことであり、総務課長より答弁させます。

生活道路の 舗装について

前田了議員

私の質問は、地域農政の実践についての環境整備の中で、村道、中でも支道整備を主におうかがいたします。地域農業先進総合農家対策事業の大筋を私なりに見てみますと、国が第一次第二次農業構造改善事業の反省をふまえて、これからは、地域主義に

立つて地域農民の自主性を尊重して、地域農民の老人、少年、青年、婦人を含んだ農業生産だけでなく集落環境整備を含んだ農村の再生振興事業あるいは基盤整備、近代化施設整備を行うと国は大義名分の九州から北海道まで通用するような施策を示しております。

そして、その中には、農村に対するあらゆる施策が含まれているように思います。しかし、私は、地域農政とは県には県の環境事情に、市町村には市の環境事情に、また、村は村の環境事情に、そして、国・県の補助による措置、国・県の補助による事業体と、もう一つは、村の自治体の本質の上で、その責任において当然行わなければならない部外環境に、地域農政の事業のこの二つが、あろうかと思うわけですが、この二つの点について村長の見解をうかがいます。

村長 判断がつかぬままです。もう一度具体的にお話し下さい。

前田了議員 村長より、具体的にという

こうなると、村では村の基準があつてやっている自治体なんだという答弁を私は期待していたのですが、それがないので、もっと具体的にいうことなので、重ねて申し上げます。

最低賃金を改正 一月から発効

食料品製造業など、七産業の産業別最低賃金が改正になり、一月二十五日から適用されています。

この賃金には、精皆勤手当・通勤手当・家族手当は含まれません。なお、つきにない職種は、茨城県最低賃金（一日、二二六八円）の適用を受けます。

- 食料品製造業
- 繊維産業
- 小売業
- 出版・印刷・同関連産業
- 窯業・土石製品製造業
- 木材・木製品・家具・装備品製造業
- 機械・金属製品等製造業及び自動車整備業
- 卸売業



詳しくは、茨城労働基準局賃金課（水戸二四一六二一五）へお問合せください。

らの村道が随所でみられるわけですが、これはいずれもその部落の方々にとっては、日常生活に欠かすことのできない生活道路でございます。

そこで、村に改修をお願いすれば、村の規定は、改良は五メートルなければできないとか、いろいろと用地関係もむずかしいということがあ

るわけです。そこで例えば、先ほど申し上げました部落の環境に、三・五メートルの道路改修を部落の方々が強く要望している場合、もちろん要望する以上は、部落においても奉仕の精神は充分あるものと思われ、この

ような部落環境のところに、対しては、村長はどのような心づかいをもっておられるか、うかがいます。

村長 村は道路行政ということで、重点施策に掲げて行っているわけです。方針としてはあくまでも、四・五メートルの中員で、基本方針に変わりはあります。

しかしながら、三メートル五〇の道路も整備しろということになりますと、なかなか私がここでお答えするわけに

はゆきませんので、議会の建設委員会にはかり善処して行きたいと思っております。

前田了議員

建設委員会によく相談してのことです。現在、村では、舗装工事等いわゆる支線村道については、整備を部落で奉仕しています。

そういう時に、村は舗装事業費の三分の一を補助すると、このような現状で現在、部落の熱意により舗装工事も進んでいるわけです。

しかし、私が考えるに、これは本末転倒ではないかと思

います。村が三分の一で、部落が三分の二をもつということは、考え直さなければなりません。

いわゆる行政主体である以上、みなさんが困って道路をやるのに、村はあくまでも四・五メートルなければならな

て、年々地方交付税においてある程度まで見られるものもありますので、それをふまえて、考えているわけであり

ます。財政上の起債償還額の限度額についてはあくまでも、標準の税収入額、それから地方交付税これをプラスしたものを標準財政規模といいますが、償還額がどのくらい占めるかを計算しますと、五十二年は六・八％程度になり、財政的な限度は、これが一〇％であると言われていること

から、村では、これを七・五％程度を目安として運営をしてゆきたいと思っております。

私の質問は、地域農政の実践についての環境整備の中で、村道、中でも支道整備を主におうかがいたします。

地域農業先進総合農家対策事業の大筋を私なりに見てみますと、国が第一次第二次農業構造改善事業の反省をふまえて、これからは、地域主義に

立つて地域農民の自主性を尊重して、地域農民の老人、少年、青年、婦人を含んだ農業生産だけでなく集落環境整備を含んだ農村の再生振興事業あるいは基盤整備、近代化施設整備を行うと国は大義名分の九州から北海道まで通用するような施策を示しております。

そして、その中には、農村に対するあらゆる施策が含まれているように思います。

しかし、私は、地域農政とは県には県の環境事情に、市町村には市の環境事情に、また、村は村の環境事情に、そして、国・県の補助による措置、国・県の補助による事業体と、もう一つは、村の自治体の本質の上で、その責任において当然行わなければならない部外環境に、地域農政の事業のこの二つが、あろうかと思うわけですが、この二つの点について村長の見解をうかがいます。

村長 判断がつかぬままです。もう一度具体的にお話し下さい。

前田了議員 村長より、具体的にという

は、今のところ、三分の一の補助ではなくて、実質的には砂利、砂をやって残りのセメントを地元でもってもらうような方針で進んでいると思います。

そこで、人夫に出るのがなかなか、容易でないということとで業者に頼んだ場合には、やはり三分の一ぐらいの補助割合となり残りの三分の二は地元負担となっているのが現状かと思ひます。

こういう次第でありますので、できれば、四・五メートルの道巾を確保できる道路の改修が一番望ましいわけですが、どうしてもそれができないという道路につきましては、何らかの方法を考えなければならぬと考えています。

ですから、建設委員会におき、やって行く考えであります。

一 般

順位	チーム名	時 間
		時間 分 秒
1	Y・P・C	1.25.42
2	吉川チーム	1.29.46
3	役場A	1.30.46
4	行方北部消防	1.32.41
5	要タバコ青年	1.34.59
6	消防第一部	1.36.17
7	4HC・A	1.36.42
8	山田長町	1.36.47
9	中根消防	1.40.20
10	4HC・B	1.40.20
11	役場B	1.47.03
参考	北浦陸上協会	1.22.45

まだかな...



「駅伝の結果」

中 学 生

区 間 記 録

順位	チーム名	時 間
		時間 分 秒
1	北浦中A	1.23.24
2	北浦中C	1.25.52
3	三育中A	1.25.54
4	北浦中B	1.26.40
5	三育中B	1.30.24

区間	氏 名	時 間
		分 秒
1区	鬼沢 一(行北消)	8. 31
2区	根本一男(陸協)	14. 08
3区	山崎健一(北中A)	9. 34
4区	菅谷全男(YPC)	11. 31
5区	河野昭一(北中A)	8. 03
6区	吉田 安(陸協)	9. 14
7区	押野正次(三育A)	8. 02
8区	松下吉雄(役場A)	10. 39

第一回マラソン

七部門に二百人が参加

二月十一日に、第一回のマラソン大会を開催し、二百人の参加者がありました。

一般から小学生まで、七部門に分かれ、中学校をスタート、農免道路を折返すコースを走りぬきました。

車社会の中で、足の衰えが目立っています。走ることによって体力づくりにつとめてみませんか。

各部門三位まで紹介します。

- ロ 壮年(四〇才以上三km) ① 谷川太平(13分22秒) ② 石上賀祥 ロ一般(十km) ① 小貫芳夫(35分39秒) ② 鬼沢一 ③ 根本一男 ロ 高校(十km) ① 山口勝記(38分14秒) ② 根本栄一 ③ 森田治 ロ 中学男子(五km) ① 斎藤実(19分18秒) ② 高野三夫 ③ 大場正喜 ロ 中学女子(三km) ① 山崎厚子(11分56秒) ② 山崎よし子 ③ 本戸文香 ロ 小学男子(二km) ① 井川良一(7分46秒) ② 額賀栄作 ③ 石上祥光 ロ 小学女子(二km) ① 宮内洋子(7分42秒) ② 石橋洋子 ③ 根本たか子

お母さんから新入学児へ

「心の疲れ」を見抜こう



勝気な子どもが幼稚園や学校に行きたくないときは「イヤ」と口に出してゴネますが、内気な子どもは、腹が痛い頭が痛いといって表現します。

イヤになった理由はと聞くと、ランドセルが友だちのよりよくないとか、帽子をひやかされたとか、ちよつとしたことが原因になっています。

また、幼児的感覚から、声の大きな先生を怖がつたり、授業中トンチンカンな答えをしたために笑われ、そのショックで登校拒否を起こすことがよくあります。

子どもは、いままでの遊び中心の生活から全く異なった環境に身をおくわけですから、集団生活に一日でも早くなじめるように、指導し励ましてやってください。

人口の動き

住民基本台帳調(2月末)	
人 口	11,301
男	5,612
女	5,689
世帯数	2,546
転 出	13
転 入	27
生 出	17
死 亡	15



お母さんとしては、まず子どもが心理的に疲れていないかどうかを見分けることが先決です。学校に行くのをいやがっても、「小学生になったのだから…」などと一方的に叱るのは、いちばんよくありません。

一年生になった喜びをもって、楽しく学校に行けるよう温かい心づかいがほしいものです。